

令和5年2月14日
八戸市財政部契約検査課

積算誤りによる工事請負契約の解除について

八戸市発注の下記工事において、積算単価の設定に誤りがあり、最低制限価格が過少であったことが判明しました。

本来の積算では、受注者の入札額は最低制限価格未満で失格となり、落札者とならないものであったことから、入札の公平性、公正性の観点により、契約締結に当たり手続き上の重大な誤りがあったと認められるため、当該工事の契約解除を行いました。

今後、このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

1. 工事請負契約の概要

工事名	道路建設課 工事第18号 内前田地内道路改良工事
工事場所	八戸市大字長苗代地内
工事内容	施工延長 L=72.2m 施工幅員 W=2.2~4.0m 擁壁工、排水構造物工、舗装工、防護柵工、構造物撤去工、仮設工
工期	令和4年12月16日~令和5年3月24日
請負額	7,961,800円(税込)
開札日	令和4年12月2日
契約締結日	令和4年12月15日

2. 積算誤りの内容

構造物撤去工、及び共通仮設費の準備費において積算単価に誤り(冬期割増補正が不十分)があったもの。

【誤】税抜設計額	8,111,812円
最低制限価格	7,238,000円(受注者入札額)
【正】税抜設計額	8,114,397円
最低制限価格	7,239,000円(+1,000円)

3. 契約の解除

解除日 令和5年2月1日

4. 再発防止の強化

今後はチェック体制をより一層充実させるとともに、職員の積算能力の向上を図り、適切な事務処理手続きを徹底してまいります。